

定期予防接種

予防接種名	1回目の接種を開始する月齢		接種間隔・回数・法律で定められている期間		
ロタワクチン	ロタテック(5価)	生後6週0日後～生後14週6日後まで	3回	27日以上の間隔で3回。3回目は生後32週0日後までに接種。	
	ロタリックス(1価)		2回	27日以上の間隔で2回。2回目は生後24週0日後までに接種。	
ヒブワクチン	生後2か月～7か月に至るまで(標準)		4回	【初回接種】27日(医師が必要と認める場合は20日)以上、標準的には56日までの間隔で3回 【追加接種】初回接種終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔で1回 但し、初回2回目及び3回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない。追加接種は可能だが、初回接種終了後、27日(医師が必要と認める場合は20日)以上の間隔をおいて1回	
	生後7か月～12か月に至るまで		3回	【初回接種】27日(医師が必要と認める場合は20日)以上、標準的には56日までの間隔で2回 【追加接種】初回接種終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔で1回 但し、初回2回目の接種は生後12か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない。追加接種は可能だが、初回接種終了後、27日(医師が必要と認める場合は20日)以上の間隔をおいて1回	
	生後12か月～60か月に至るまで		1回	追加接種のみ。	
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～7か月に至るまで(標準)		4回	【初回接種】標準的には生後12か月までに27日以上の間隔で3回 【追加接種】生後12か月～15か月に至るまでを標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後、生後12か月以降に1回 但し、初回2回目及び3回目の接種は生後24か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない(追加接種は可能)。また、初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合は初回3回目の接種は行わない(追加接種は可能)	
	生後7か月～12か月に至るまで		3回	【初回接種】標準的には生後13か月までに27日以上の間隔で2回 【追加接種】初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後で、生後12か月以降に1回 但し、初回2回目の接種は生後24か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない(追加接種は接種可能)	
	生後12か月～24か月に至るまで		2回	60日以上の間隔をおいて2回	
	生後24か月～60か月に至るまで		1回	追加接種のみ。	
予防接種名	望ましい時期(法律で定められている期間)		接種間隔・回数		備考
B型肝炎	生後2～9か月に達するまで(出生後から生後12か月まで)		3回	27日以上の間隔で2回 更に初回接種から139日(20週)以上を経過した後に1回	
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	1期初回:生後3～12か月に達するまで (生後3～90か月に至るまで)		3回	20日以上、標準的には56日までの間隔をおいて3回	
	1期追加:1期初回接種3回終了後12～18か月に達するまで (生後3～90か月に至るまで)		1回	1期初回接種3回終了後6か月以上の間隔をおいて1回	
BCG	生後5～8か月に達するまで(生後3～12か月に至るまで)		1回		
麻しん風しん混合	1期:生後12～24か月に至るまで		1回		
	2期:保育所・幼稚園の年長世代の5歳以上7歳未満		対象年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に1回		対象年齢時に個別通知
水痘	1回目:生後12か月～15か月		2回	3か月以上の間隔をおいて2回	既に水痘に罹ったことがある場合は対象外
	2回目:1回目接種終了後6～12か月に至るまで (生後12～36か月に至るまで)				
日本脳炎	1期初回:3歳(生後6～90か月に至るまで)		2回	6日以上、標準的には28日までの間隔をおいて2回	3歳の誕生月の翌月に個別通知
	1期追加:4歳(生後6～90か月に至るまで)		1回	1期初回終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年の間隔で1回	
	2期:9歳～10歳に達するまで(9歳～13歳未満)		1回		9歳の誕生月の翌月に個別通知
二種混合(ジフテリア・破傷風)	11歳～12歳に達するまで(11歳以上13歳未満)		1回		11歳の誕生日の翌月に個別通知
子宮頸がんワクチン(HPV)	サーバリックス(2価)	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間(12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子)	3回	1か月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回(当該方法をとることができなかった場合は、1か月以上の間隔をおいて2回行った後、初回1回目から5か月以上、初回2回目から2.5か月以上の間隔をおいて1回)	
	ガーダシル(4価)		3回	2か月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6か月の間隔をおいて1回(当該方法をとることができなかった場合は、1か月以上の間隔をおいて2回、初回2回目から3か月以上の間隔をおいて1回)	

月齢・年齢の教え方: 「誕生日の前日に年齢が加齢される」という年齢計算に関する法律及び民法第143条が適用されますのでご注意ください。

*「●歳未満」「●歳に至るまで」「●歳に達するまで」の解釈は「●歳の誕生日の前日まで」(例えば麻しん風しんの1期の場合「生後24か月に至るまで」なので、『2歳の誕生日の前日までに接種しなければならない』ということになります。)

* 出生〇日後、出生〇週〇日後とは、出生日を0日として、翌日を1日後として算出します。つまり、出生6週0日後とは生まれてから6回目の同じ曜日、出生14週6日後とは、生まれてから15回目の同じ曜日の1日前、出生24週0日後とは、生まれてから24回目の同じ曜日、出生32週0日後とは、生まれてから32回目の同じ曜日を示します。

* 〇か月後とは、〇か月後の同じ日を示します。1か月後とは、1か月後の同じ日、2か月後とは、2か月後の同じ日を指します。